

広島県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年三月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日		
県道山甲奴上市線	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">三次市甲奴町小童字宮部一一四一番三地从先まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">三次市甲奴町小童字宮部九八八番五地从先から三次市甲奴町小童字吹抜九五二番一〇地从先まで</td> </tr> </table>	三次市甲奴町小童字宮部一一四一番三地从先まで	三次市甲奴町小童字宮部九八八番五地从先から三次市甲奴町小童字吹抜九五二番一〇地从先まで	平成二十七年三月一六日
三次市甲奴町小童字宮部一一四一番三地从先まで	三次市甲奴町小童字宮部九八八番五地从先から三次市甲奴町小童字吹抜九五二番一〇地从先まで			